

令和4年度
あきた農商工応援ファンド事業

募集要項

公益財団法人あきた企業活性化センター

◇経営支援部 設備・研究推進課

電話番号 018-860-5702

FAX番号 018-860-5612

E-Mail setsubi-ken@bic-akita.or.jp

《 目 次 》

	〔頁〕
1 事業の目的	1
2 募集期間	1
3 助成の対象となる事業	1
4 応募の方法	2
5 問合せ及び提出先	4
6 助成事業の主な流れ	5

1 事業の目的

中小企業者と農林漁業者との連携体（以下「農商工連携体」という。）が取り組む商品開発や販路開拓、複数の連携体が行き組む販路開拓等に対して、支援を行うことにより、本県の県内事業者の育成や食品産業の振興を図ることを目的としています。（実施要領第2条）

2 募集期間

令和4年6月27日（月）～令和4年8月1日（月）

必ず事前に申請内容をセンターに御相談ください。

3 助成の対象となる事業

項目	農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
助成対象者	秋田県内に事業所がある次の者 ① 中小企業者と農林漁業者との連携体（農商工連携体） ② 自ら事業を行うNPO法人（特定非営利活動法人）等の中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体（NPO等との連携体）	秋田県内に事業所があり、農商工連携体を支援する事業を行う者
助成対象事業	① 新たに取り組む商品の開発や改良 ② 開発や改良した商品の販路開拓（自己負担または他の制度を活用し、開発した商品を含む） ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組 ④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得 ⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開 ⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動 ⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査	
助成期間	最大2年間	
助成対象経費（※①）	①専門家謝金、②旅費、③リース・レンタル料、④試作費、⑤委託費、⑥検査・試験・分析費、⑦共同研究費、⑧産業財産権等取得費、⑨消耗品費、⑩印刷製本費、⑪広告費、⑫通信運搬費、⑬展示会等出展料、⑭雑役務費、⑮研修・人材育成費、⑯会場借料	
助成率（※②）	1/2（2/3）以内	2/3（10/10）以内
助成限度額	1年目100万円、2年目は1年目の1/2	

※① 「助成対象経費」の下線は概算払いが可能な特定経費にできる経費

※② 「助成率」の（ ）内は以下の場合が対象

ア 開発商品の販路が確定している場合

イ 秋田県総合食品研究センターのオリジナル技術や秋田県農業試験場が開発したオリジナル品種等を活用する場合

ただし、完成検査等の結果、条件が満たされていると判断された場合のみ適用します。（交付要領第4条第3項、第4項）（運用4）

4 応募の方法

(1) 応募書類の作成

助成金交付申請の書類一式を作成します。申請様式は当センターのホームページからダウンロードします（<https://www.bic-akita.or.jp/>）。作成にあたっては冒頭のシート「作成にあたって」や各シート欄外等の注意書きをお読み下さい。

(2) 申請書類

① 農商工連携支援事業

使用するファイルは「01-1様式第1号 農商工連携支援事業 事業計画申請書等、含む様式第8号、様式第23号（①農商工連携事業用）.xlsx」です。

応募書類は次のとおりです。

- 様式第1号-1-① あきた農商工応援ファンド支援事業計画申請書
- 様式第1号-2-① 誓約書
- 様式第1号-3-① 農商工連携支援事業計画書（事業実績報告書）
- 様式第1号-4-① 収支予算書
- 様式第1号-5-① 支出明細書（計画）
- 様式第1号-6-① 委託・外注計画書

② 農商工連携応援団体支援事業

使用するファイルは「01-2様式第1号 農商工連携応援団体支援事業 事業計画申請書等、含む様式第8号、様式第23号（②応援団体事業）.xlsx」です。

応募書類は次のとおりです。

- 様式第1号-1-② あきた農商工応援ファンド支援事業計画申請書
- 様式第1号-2-② 誓約書
- 様式第1号-3-② 農商工連携応援団体支援事業計画書（事業実績報告書）
- 様式第1号-4-② 収支予算書
- 様式第1号-5-② 支出明細書（計画）
- 様式第1号-6-② 委託・外注計画書

(3) 添付書類

応募書類のほかに、以下の必要書類を添付します。（交付要領運用8）
なお、場合によってはこれらの他にも提出を求める場合があります。

① 農商工連携支援事業

ア 助成対象者が農商工連携体の場合

- ・事業主体（中小企業者）の定款及び登記簿謄本（個人の場合は住民票抄本）
- ・事業主体が農林漁業者または団体が事業主体となる場合は、定款又は規約等（個人の場合は不要）及び登記簿謄本（個人の場合は住民票抄本）
- ・直近2期分の決算書（個人の場合は、税務署の受付印が押印された事業所得の確定申告書の写し）
※但し、直近2カ年が赤字の場合は、その理由を添える。

イ 助成対象者がNPO等との連携体の場合

- ・事業主体（自ら事業を行うNPO等）の定款又は規約等及び登記簿謄本（特別の法律の定めにより設立し、法人登記を要しない場合は不要）
- ・直近2期分の決算書
※但し、直近2カ年が赤字の場合は、その理由を添える。

ウ 主たる申請者の概要がわかる資料（例：会社案内やホームページを印刷したもの）

エ 優遇措置を受けるために必要な書類

1. 開発商品の販路が確定している場合の添付すべき資料又は条件は次のとおりとする。
 - (1) 販売予定先（販売先又は卸先等）からの取引予定又はそれに準ずる資料の写し。
 - (2) (1)に準ずる資料の添付や具体的な販売先を明記するなどしており、審査の段階で「事前のマーケットリサーチ又はニーズの把握」の項目で平均点が9割以上となること。
2. 県が開発したオリジナル品種を活用した商品やサービス提供を行う場合の添付資料等は次のとおりとする。
 - (1) 農商工連携体の農林漁業者におけるオリジナル品種の具体的な栽培計画や種子購入先からの予約注文書の写し又はそれに準ずる書類。
 - (2) オリジナル品種の原料に使用する割合が、同一の種類原材料のうち50%以上であることがわかる資料等。
 - (3) 秋田県独自の伝統野菜であることが分かる資料
3. 県が開発したオリジナル加工技術や酵母、麹菌等を活用した商品またはサービス提供を行う場合の添付資料等は次のとおりとする。
 - (1) 技術開発した秋田県総合食品研究センター等の支援を示す資料。
 - (2) 共同研究契約書の写し又はそれに準ずる資料。

② 農商工連携応援団体支援事業

- ア 規約・定款の写し
- イ 直近2カ年の収支決算書
- ウ 組織概要が分かる組織案内又はパンフレット等
- エ 優遇措置を受けるために必要な書類

(4) 提出期限並びに提出方法

① 提出期限：令和4年8月1日（月）

② 提出方法：

ア 郵送の場合は、次の提出先に提出期限日の午後5時必着とします。

イ 持参の場合は、次の提出先に提出期限日の営業終了時刻までに提出してください。

（営業時間：土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

5 問合せ及び提出先

〒010-8572

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター

経営支援部 設備・研究推進課 あきた農商工応援ファンド担当

電話番号：018-860-5702

FAX番号：018-860-5612

E-Mail : setsubi-ken@bic-akita.or.jp

6 助成事業の主な流れ

以下の

右矢印の白抜き文字

は申請者(助成事業者)が自ら行います。

